

産婦健康診査費用の一部助成について

宇陀市では産婦健康診査の費用の一部助成を実施しています。検査を受ける医療機関(助産院)によって助成の受け方が異なります。

A 宇陀市と委託契約を結んでいる県内医療機関・助産院

妊婦健康診査補助券綴りの【産婦健康診査受診券】にて、健診費用を助成します。

- 1) 【産婦健康診査受診券】の記入欄と、
受診券裏面の【こころの健康チェック質問票】を記入してください。
- 2) 上記の受診券と質問票、母子健康手帳を医療機関へ提出し、
健診を受診してください。
- 3) 助成額を超えた部分のみ自己負担として支払いしてください。



補助券綴りに
綴っています



B A以外の県内医療機関・助産院または県外医療機関・助産院

健診費用の全額を立て替えてお支払いいただき、のちに上限額まで払い戻しさせていただきます。

- 1) 健診を受診し、医療機関にて健診費用を一旦全額支払いしてください。
- 2) 別添の【産婦健康診査費用請求書】を下記の書類等と併せて、宇陀市健康増進課へ
提出してください。
 - ・ 領収書及び診療証明書の写し
 - ・ 母子健康手帳等健診結果が確認できるもの
 - ・ 振込先口座の写し
 - ・ こころの健康チェック質問票(ご記入お願いします。)

注意事項

- ・ 健診を受ける時点で宇陀市から転出されている場合は、助成の対象外となります。
転出先の市町村までお問い合わせください。
- ・ 保険診療の対象となる診療や検査については、助成の対象外となります。
- ・ 不明な点がある場合は、下記までご相談ください。